

第3次米子市一般廃棄物処理基本計画 概要版

(原案)

計画の概要 (本文1ページ)

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない(廃棄物処理法第6条)とされており、平成24年度に策定した第2次一般廃棄物処理基本計画で定めた施策の取り組みや効果を検証し、新たに「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

1 計画対象区域 (本文3ページ)

本市の全域を対象とします。

2 計画の範囲 (本文3ページ)

本計画の範囲は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物とします。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から排出される家庭系ごみと事業活動によって排出される事業系ごみがあります。

また、し尿と浄化槽汚泥も含まれます。

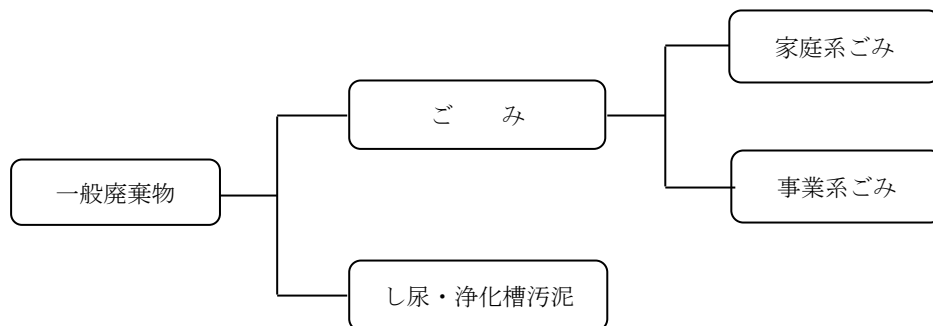


図 一般廃棄物処理基本計画の範囲

3 計画目標年次 (本文3ページ)

平成28年度から平成32年度までを計画期間とし、平成32年度を目標年次とします。

ごみ処理基本計画（本文 9 ページ）

1 基本方針（本文 73 ページ）

- (I) 4R の推進
- (II) 環境教育、普及啓発の充実
- (III) 低炭素社会との調和
- (IV) 廃棄物の適正処理
- (V) 広域連携の推進

2 施設整備計画（本文 74 ページ）

（1）米子市クリーンセンター基幹的設備改良事業

① 事業の目的

基幹的設備改良工事（DCS（分散制御システム）及び電気計装設備の更新並びに老朽化したクレーン等の主要設備の更新又は修繕）を行なうことによって、本施設の稼動目標年度である平成 43 年度まで施設延命化を図りながら、計画的かつ安定的に施設を稼動させることを目的とするものです。

② 事業の期間

平成 28 年度から平成 31 年度（4 年間）

（2）（仮称）プラスチック選別施設整備事業

① 事業の目的

エコスラグセンターをプラスチック選別処理施設に機能転換する事業は、不燃物残さに含まれるプラスチック類を回収して再資源化することで、天然資源の消費抑制及び環境負荷の低減、並びに最終処分量の削減による最終処分場の延命化など、循環型社会の形成に資することを目的とします。

② 施設の規模

施設整備計画目標年度における不燃物残さ見込み量は、2,615t/年となっており、これを基に本施設の処理能力を 10t/日とします。

③ 事業の期間（想定）

平成 26 年度	施設基本計画設計
平成 27 年度	施設発注手続き
平成 28 年度	施設整備
平成 29 年度	施設稼動

3 数値目標（本文 84 ページ）

項 目	数値目標	【参考】H26 実績
(1) 一人 1 日あたりのごみ排出量	980g/人・日	996g/人・日
(2) リサイクル率	17.7%	17.7%
(3) 最終処分率	5.7%	6.4%
(4) 可燃ごみ 1 トン当たりのエネルギー回収量	388kWh/t	388kWh/t

※ ごみ処理の実績は、本文 16～41 ページに掲載

4 重点施策（本文 87 ページ）

第 3 次基本計画では、ごみの排出状況の現状に鑑み、次の 3 つを重点施策とします。

(1) 事業系ごみの削減

県内市町村、類似団体と比較して事業系ごみが多いため、これを削減することを重点施策とします。

(2) 紙のリサイクルの推進

クリーンセンターには、紙ごみが多く搬入されており、これを削減することを重点施策とします。

(3) 水切りの徹底

収集運搬に必要なエネルギーの削減やクリーンセンターの熱回収率の向上のため、厨芥類の水切りの徹底を重点施策とします。

5 各主体の役割（本文 96 ページ）

(1) 市の役割

- ① 仕組みづくり 4R の推進について、市民や事業者の参加を促進する仕組みを構築します。
- ② 安全で効率的な処理システムの構築 環境負荷の軽減を念頭においた安全で効率的な処理システムの構築を推進します。
- ③ 排出者としての取り組み ごみの排出事業者として、率先してごみを出さない事業活動に取り組みます。

(2) 市民の役割

- ① 分別区分の遵守や各種施策への参加など、4R の推進に向けた取組みに協力します。
- ② 地域における集団回収や環境美化活動に積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

- ① 生産者として 各種リサイクル法に規定する拡大生産者責任を踏まえ、生産、流通、販売等の段階で商品やサービスから発生するごみの減量化に取り組み、また、率先して資源物や処理困難物などを回収します。
- ② 排出者として 自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚と責任をもち、ごみを出さない事業活動に取り組みます。

生活排水処理基本計画（本文 98 ページ）

1 基本方針（本文 118 ページ）

- （Ⅰ）公共下水道整備事業の推進
- （Ⅱ）合併処理浄化槽の普及促進
- （Ⅲ）し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
- （Ⅳ）教育・啓発活動の充実

2 施設整備計画（本文 119 ページ）

施設	整備計画	備考
公共下水道	計画整備面積 250ha	年間 50ha
合併処理浄化槽	計画基数 150 基	年間 30 基

3 数値目標（本文 120 ページ）

項目	数値目標	【参考】H26 実績
汚水衛生処理率	81.2%	77.0%

※ 生活排水処理の実績は、本文 105～110 ページに掲載

計画の周知と進行管理（本文 97 ページ）

1 計画の周知（本文 97 ページ）

計画を効果的に推進していくためには、市民・事業者・行政それぞれが、自らの役割を十分に認識し、積極的な取り組みを行っていくことが不可欠です。そのため、計画の内容を市の広報、ホームページ等により、広く市民や事業者、関係団体等に対して周知します。

2 計画の進行管理（本文 97 ページ）

計画の着実な推進を図り、ごみ減量化等の目標を達成するためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていく必要があります。

この考えに基づき、本計画は、**P l a n**（計画の策定）、**D o**（施策の実行）、**C h e c k**（点検・評価）、**A c t i o n**（見直し・改善）の P D C A サイクルにより、目標値の達成状況・施策の取り組み状況を評価し、継続的に計画の改善を図っていきます。